

広島県告示第六百九十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定によって、次の漁業を平成二十三年七月二十一日免許した。

平成二十三年七月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公示番号 (免許番号)	漁業権者の 住所	名 称	免許の内容	漁業権の 存続期間
区第四二五号	愛媛県宇和島市 蔣淵九四七番地	株式会社愛媛真 珠養殖	平成二十三年広島 県告示第四百九号 のとおり	平成二十三年広島 県告示第四百九号 のとおり
区第四二六号	愛媛県宇和島市 蔣淵九四七番地	株式会社愛媛真 珠養殖	平成二十三年広島 県告示第四百十号 のとおり	平成二十三年広島 県告示第四百十号 のとおり
区第四二七号	愛媛県宇和島市 蔣淵九四七番地	株式会社愛媛真 珠養殖	平成二十三年広島 県告示第四百十一 号のとおり	平成二十三年広島 県告示第四百十一 号のとおり